お知らせ

証明書コンビニ交付サービス停止

電気設備定期点検に伴う市庁舎停電のため、コンビニエンスストアでの住民票などの証明書発行サービスを停止します。

停止期間 11月13日（金）午後5時30分～11月14日（土）午前9時

問合せ 市民課管理戸籍係☎内線3007

1010369

社会教育団体文化活動補助金

■社会教育団体を応援します

利根沼田文化会館大ホールまたは小ホール使用料の一部を助成します。

対象団体 市内に拠点を置く社会教育団体

対象経費 利根沼田文化会館大ホール・小ホール使用料および大ホール・小ホール付属設備使用料と冷暖房料

助成額 対象経費の4分の1に相当する額

申請方法 文化会館大ホール・小ホールを使用した日から2カ月以内に申請書と文化会館使用料の領収書の写しを提出

申請先・問合せ 生涯学習課社会教育係☎内線3321

1009281

秋季特別整理期間 図書館（室）が休館

図書館と白沢・利根公民館図書室は、館内の特別整理のため、11月26日（木）から12月2日（水）まで休館になります。

※期間中の本の返却は、図書館正面玄関左側のブックポストへ、視聴覚資料は壊れやすいので、後日、返却カウンターへ

問合せ 図書館☎22・0550

1009583

コミュニティの助成事業

宝くじの収益を財源として、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図るため、（公財）群馬県市町村振興協会は自治会のコミュニティ活動へ助成を行っています。今年度は、中発知町が生活改善センターを改修、桜町が区民会館にエアコンを設置、鍛冶町が公民館にエアコンを設置しました。

問合せ 市民協働課協働推進係☎内線3051

①

②

③

①中発知町生活改善センター改修
②桜町区民会館にエアコン設置
③鍛冶町公民館にエアコン設置

年金生活者支援給付金制度

老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている人には、日本年金機構から請求手続きに必要な書類が送付されます。書類が届いたら、必要事項を記入の上、日本年金機構（年金事務所）に提出してください。

※すでに受給されている人には送付されません

問合せ ねんきんダイヤル☎0570・05・1165、渋川年金事務所お客様相談室☎0279・22・1614

公証相談

とき 11月30日（月）午後1時～3時30分

ところ テラス沼田4階防災会議室406

内容 遺言、離婚に伴う養育費、金銭の貸借、土地・建物の賃貸借、任意後見契約などのほか、公証証書に関すること

相談料 無料

申込期限 11月25日（水）

申込み・問合せ 前橋公証役場☎027・223・8277

1002608

空間放射線量測定結果

■地表1cmで測定

■測定値単位 マイクロシーベルト／時間

問合せ 環境課環境係☎内線3071

測定地点	測定日	測定値
テラス沼田	10／6	0.07
利南公民館	10／7	0.05
池田公民館	10／6	0.07
薄根公民館	10／6	0.07
川田公民館	10／6	0.06
白沢支所	10／7	0.04
利根支所	10／7	0.08

（広告）

（広告）

1006798

トライアル雇用支援奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者

▽若年者など（45歳未満の人）

▽中高年齢者（45歳以上65歳未満の人）

▽障がいのある人

※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により、試行的に雇用された人

奨励金の額 1人につき、月額1万2500円（最大3カ月間）

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課商工振興係☎内線5005

1006799

特定求職者雇用企業奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に左表のとおり奨励金を交付します。

※交付期間（6カ月）ごとに交付。（ ）内は短期間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）に対する交付金額

対象労働者 いずれも市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課商工振興係☎内線5005

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円（9万円）	1年	第1～2期 各9万円（各4.5万円）
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円（18万円）	1年6カ月	第1～3期 各12万円（各6万円）
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

労働保険の加入手続き

■1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です

※11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を1人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室、または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

問合せ 群馬労働局労働保険徴収室☎027・896・4734

除雪機の購入費などを助成

■除雪機等購入費補助金

除雪作業に使用する除雪機などの購入費用を補助します。

補助率 購入費用の10分の8（限度額30万円）

対象

▽町、区、班を単位とする団体

▽10戸以上が共同して除雪を行う団体

▽市長が適当と認める団体

条件

▽購入した機械の維持管理および運転などに係る経費は補助対象外

▽機械取得日から10年が経過するまで、譲渡や交換、廃棄、その他の処分は不可

▽申請前の購入不可

申請期間 11月2日（月）～来年1月29日（金）

申請方法 交付申請書に必要書類を添付し、建設課管理係へ

■除排雪活動協力助成金

除排雪活動に協力した機械所有者に対し、助成金を支給します。

対象 除雪機などの所有者

支給額 除排雪活動1回につき3000円（2時間程度）

条件 申請書兼請求書に除排雪活動を行った地区の区長（地区委員）の確認印が必要

申請方法 除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書を建設課管理係へ

支給日 月に1回、前月20日までの申請に対して翌月支給

問合せ 建設課管理係☎内線4102・4103

（広告）